

横浜市パブリックコメント実施要綱・運用指針

令和4年6月10日

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市民との相互信頼に基づく市政の推進に資することを目的とする。

この運用指針は、「横浜市パブリックコメント実施要綱」の適正な運用に当たっての留意事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、政策決定プロセスにおける市政情報を積極的に提供することにより、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民の市政に対する意見又は提案の機会の確保及び政策決定プロセスへの市民参加を推進し、市民との協働による市政の実現を図る。

政策決定プロセスに関する情報を含め、市政に関する情報をわかりやすく積極的に公にする制度を定めた「横浜市の積極的な情報の公表と提供に関する要綱」（市民局市民情報室）と、政策決定プロセスにおけるパブリックコメント手続を規定する要綱を一体的に運用することにより、市民との協働による市政の推進を目指すものである。実施機関は、その趣旨を踏まえ、この要綱の運用に当たっては適切に行わなければならない。

(定義)

第3条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の長期計画その他の市の重要な基本計画、指針等（以下「計画等」という。）の策定及び広く市民に義務を課し、権利を制限する条例その他の制度（以下「条例その他の制度」という。）の制定等の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する実施機関の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行う手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。以下「市長その他の執行機関等」という。）及び横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成24年3月14日総し第311号局長決裁）第2条に定める附属機関（以下「附属機関」という。）をいう。

3 この要綱において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者

1 パブリックコメント手続においては、市の長期計画その他の市の重要な基本計画、指針等（以下「計画等」という。）、広く市民に義務を課し、権利を制限する条例その他の制度（以下「条例その他の制度」という。）又はこれらに関する答申、報告書等を決定する前の段階において情報を公表し、市民の意見提出機会を確保するだけでなく、市民からの意見又は提案（以下「意見等」という。）に対して実施機関が考え方を公表するものとする。

2 今日、附属機関への意見等の反映が求められていることから、パブリックコメント手続の実施機関として、附属機関を規定した。この要綱で規定する附属機関とは、計画等の策定若しくは改定又は条例その他の制度の制定若しくは改廃に当たって、市長その他の執行機関等に対して、答申、報告書等を提出することを設置目的とする機関を指す。なお、実施機関には、議決機関である議会は含まない。

(対象)

第4条 次の各号に掲げる実施機関は、当該各号に掲げる場合に、パブリックコメント手続を実施するものとする。

(1) 市長その他の執行機関等

ア 別表に定める計画等の策定又は改定を行う場合

イ 条例その他の制度の制定又は改廃を行う場合

(2) 附属機関

計画等の策定若しくは改定又は条例その他の制度の制定若しくは改廃について、市長その他の執行機関等に答申、報告書等を提出する場合

- 1 パブリックコメント手続の対象となる「計画等」とは、市内全域又は全市民を対象として、将来の市の施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画、指針等であり、かつ、幅広い分野の施策に影響を及ぼすものを意味する。
- 2 別表への掲載及び削除を希望する局統括本部は、市民局広聴相談課との事前協議を経るものとする。市民局は、パブリックコメント手続の実施又は未実施が明確になった段階で、所管局等からの依頼に基づき、別表への掲載又は削除を行うものとする。
- 3 具体的な案件がパブリックコメント手続の対象となる市民に義務を課し、権利を制限する条例その他の制度であるか否かの判断は、実施機関（市長その他の執行機関等においては所管局等、附属機関においてはその長）がこの要綱の趣旨に基づき判断し、かつその判断の説明責任を負う。
- 4 以下に掲げるもの等については、原則として対象外とする。
 - (1) 特定の区又は地域を対象とする計画
 - (2) 個々の公の施設の整備計画
 - (3) イベントの実施計画
 - (4) 市民に対する給付サービスの基準等の設定や改廃等の内容に関するもの
 - (5) 条例案など、議会において審議が予定され、かつその内容とほぼ同一のもの
 - (6) 計画の作成等において、当初から既に意見等を聴き、原案に反映する作業を経ているもの
 - (7) 関係団体等のみ意見を聞くのが有効又は適切と判断されるもの
 - (8) 内部的な計画や指針
 - (9) 「横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱」（総務局法制課）により意見公募手続が義務付けられている規則、審査基準、処分基準、行政指導指針
- 5 パブリックコメント手続の対象となる「条例その他の制度」とは、条例その他の制度の案そのものではなく、条例その他の制度の制定（改廃）についての基本的な方向性又は考え方を示すものをいう。
- 6 市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関しては、地方自治法第74条により、直接請求の対象としていないことから、パブリックコメント手続の対象から除外する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、実施機関は、パブリックコメント手続を経ることなく、計画等の策定若しくは改定、条例その他の制度の制定若しくは改廃又はこれらに関する答申、報告書等の提出を行うことができる。

(1) 意見等を聴取する手続が法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等に別段の定めがある場合

(2) 実施機関が緊急を要すると認める場合

(3) 実施機関が軽微な変更と認める場合

(4) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

(5) 附属機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると判断した場合

(6) 附属機関がこの要綱に基づきパブリックコメント手続を実施した場合で、市長その他の執行機関等が改めて同手続を実施する必要があると判断した場合

- 1 第1号に規定する意見等を聴取する手続が法令等により定められている場合とは、公聴会付議や事前の告示等の手続が法令で定められている場合等が考えられる。ただし、実施機関の判断によりパブリックコメント手続を併せて実施することは差し支えない。
- 2 第2号に規定する「緊急を要すると認める場合」とは、パブリックコメント手続の実施に係る所要期間の経過等により、その効果が損なわれる等の理由で同手続を実施する時間がないような場合である。
- 3 第3号に規定する「軽微な変更と認める場合」とは、基本的な事項の改定（改廃）を伴わない場合である。
- 4 第4号に規定する「実施機関に裁量の余地がないと認められる場合」とは、以下の場合が考えられる。
 - (1) 計画等の策定等が要綱における実施機関以外で行われる場合
 - (2) 本市が一事業者として市の具体的取組計画等を策定する場合
 - (3) 国や県等の計画等に基づいて、市の事業における数値見込みを示したものである場合
 - (4) 方針又は考え方を含まない内部の事務規定である場合
 - (5) 法令基準の範囲内で市民の権利を制限している場合に、当該法令の基準が一部改正されたことに伴い、本市の条例その他の制度を改正しようとする場合

(案及び資料の公表)

第5条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、意思決定をする前の適切な時期に当該計画等若しくは条例その他の制度の案又はこれらに関する答申、報告書等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等若しくは条例その他の制度の案又はこれらに関する答申、報告書等の案を公表するときは、当該計画等若しくは条例その他の制度の案又はこれらに関する答申、報告書等の案の理解を深めるための資料の公表に努めるものとする。

- 1 第2項に規定する資料の具体的事例として、当該計画等、条例その他の制度の案又はこれらに関する答申、報告書等を作成した趣旨、目的及び経過、根拠法令、当該計画等の策定又は条例その他の制度の制定等によって生じるとと思われる影響の程度又は範囲等が考えられる。
- 2 案及び資料を公表する場合は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領に基づき、表現の工夫や、様々な媒体の検討など、あらゆる市民に情報をわかりやすく提供するよう努めるものとする。

3 実施機関が計画等若しくは条例その他の制度の案又はこれらに関する答申、報告書等の案及び前項の資料を公表する方法は次によるものとする。

- (1) 所管課、市民情報センター及び区役所区政推進課広報相談係における閲覧及び配布
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

- 1 案を公表する方法は、所管課、市の情報公表及び総合的な窓口である市民情報センター及び区役所区政推進課広報相談係において閲覧又は配布するとともに、市のホームページへの掲載を必須とする。ホームページ作成にあたっては、横浜市インターネット情報受発信ガイドラインを遵守すること。
- 2 市民情報センター及び区役所区政推進課広報相談係において閲覧又は配布依頼を行う際は、それぞれ定められた手続に従って、適切に申請等を行うものとする。
- 3 実施機関が必要と認める方法については、各実施機関が計画等の内容、趣旨、対象者等を勘案して、効果的な方法を考慮するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、計画等若しくは条例その他の制度の案又はこれらに関する答申、報告書等の案及び第2項の資料の内容が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項各号の方法により公表することとし、計画等若しくは条例その他の制度の案又はこれらに関する答申、報告書等の案及び関係資料全体については、所管課における閲覧のみとすることができる。

(意見等の募集)

第6条 実施機関は、市民に計画等若しくは条例その他の制度の案又はこれらに関する答申、報告書等の案への意見等を求めるため、意見提出にあたり必要な事項等を定め、パブリックコメント手続を行う。

- 2 意見等の提出期間は、原則として意見募集の開始日から起算して30日以上とする。
- 3 意見の提出は、原則として書面によるものとする。

- 1 実施機関は責任ある意見等を求める趣旨及び提出された意見の内容に不明な点があった場合等に確認する際の必要性から、氏名及び連絡先等の記載を求めることができる。ただし、収集する個人情報には、必要最小限にとどめなければならない。
- 2 実施機関は、意見募集実施後に意見等を熟考し、案に反映するか否か検討する期間を見込んで始期を定めなければならない。
- 3 実施機関は、より多くの意見等の収集ができるよう、原則として意見募集の開始日から起算して30日以上提出期間を設けなければならないものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、提出期間を30日未満とすることができる。この場合は、その理由を公表しなければならない。
- 4 意見の提出は、正確を期すため、書面によるものとし、電話や来庁による口頭での意見は受け付けないものとする。書面の提出方法は、原則として郵便、ファクシミリ、電子メール等の方法とする。
- 5 実施機関は、点字、録音テープ、外国語等により提出された意見も受け付けるものとする。
- 6 パブリックコメント手続は市民に要綱に基づく何らかの権利を付与するものではなく、計画等又は条例その他の制度の案をより良いものにするために意見等を求めるものであるため、市民以外の者からの意見や匿名の意見であっても受け付けるものとする。
- 7 実施機関は、原則として意見等を全て受け付ける。ただし、個人又は団体等に対する誹謗中傷及び公序良俗に反することが明白で、要綱の目的、基本理念に著しく反する記述のみの意見等は受け付けない。

(予告)

第7条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、当該計画等若しくは条例その他の制度の案又はこれらに関する答申、報告書等の案を公表する前に、次の第1号に規定する事項を第2号に規定する方法で市民に周知するものとする。

(1) 周知する事項

- ア 案の名称
- イ 案に対する意見等の提出期間、提出方法
- ウ 案の公表方法
- エ 提出された意見等、実施機関の考え方の公表時期
- オ 問合せ先(所管局統括本部課名)

(2) 周知方法

- ア 広報よこはま
- イ 市のホームページ
- ウ 記者発表
- エ その他実施機関が必要と認める方法

2 実施機関は、前項第2号に規定する市民周知の前に、前項第1号の事項を市民局へ報告するものとする。

- 1 予告の意義は、事前に広く市民にパブリックコメント手続を実施する旨を周知することにより、意見等を提出するための準備期間を設けることにある。
- 2 実施機関は、市民局広報課に「広報よこはま」への掲載依頼を行うと同時に、市民局広聴相談課へ要綱第7条第1項第1号に規定する事項を報告するものとする。
- 3 実施機関は、予告の時点で案等を公表するホームページを作成するものとする。市民局広聴相談課は、パブリックコメント手続実施案件を一覧にしたホームページを作成し、実施機関が作成したホームページにリンクさせるとともに、要綱第7条第1項第1号に規定する事項も掲載し、実施機関の予告を補助するものとする。
- 4 記者発表とは、横浜市政記者会への情報提供などを指し、計画等や条例その他の制度の内容により、実施機関が会見、レクチャー及び資料配付などの方法を政策局秘書課報道担当と調整するものとする。
- 5 実施機関は、要綱第7条第1項第2号に規定する周知方法以外にも、ソーシャルメディア等の媒体の利用や横浜市町内会連合会及び各区連合町内会等の地域活動団体やその他の関係団体への説明など、様々な方法で市民周知に努めるものとする。

(個人情報保護)

第8条 実施機関は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）に従って個人情報を適切に取り扱うものとする。

個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）を遵守し、適切に管理及び取扱いを行うこと。特に次の事項に留意すること。

- (1) パブリックコメント手続の実施にあたり個人情報を収集する際は、リーフレット・ホームページ等の広報媒体に個人情報の利用目的の明示を必ず行うものとする。
- (2) 収集した個人情報は、当該案件におけるパブリックコメント手続にのみ使用するものとする。
- (3) 意見等の分類、整理にあたっては、個人を特定できる内容をパソコン等によりデータ化しないものとする。
- (4) 実施機関が収集した個人情報は、漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止等適正な管理を行い、保有する必要がなくなった場合は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(実施機関の考え方の公表)

第9条 実施機関は、第6条第3項の規定により提出された意見等と、それに対する実施機関の考え方を併せて公表するものとする。

2 前項の規定により実施機関の考え方を公表する場合は、第5条第3項を準用する。

- 1 公表は原則として意思表示の時点（最終的な意思決定の後、成案を公表する）までに行う。
- 2 提出された意見等の公表は、意見等の原文を公表するものとする。ただし、次のような場合は、広く市民に公表することを考慮し、要約して掲載することができるものとする。
 - (1) 繰り返しなどで文章量が著しく多い意見等
 - (2) 文章が難解な意見等
 - (3) 個人識別性の高い情報
- 3 提出された意見等を公表する場合、印刷した文章を貼り付けるなど住所及び氏名など

を除いて同じ文章のときや、賛否を含め同趣旨の意見等が複数提出されたときは、広く市民に公表することを考慮し、意見等を一つにまとめて公表することができる。

- 4 提出者に対し個々に回答する必要はないが、意見等を一つにまとめて公表したもの以外は、個々の意見等に対し、市としての考え方を公表するものとする。
- 5 意見等を要約して公表した場合、意見等の原文を実施機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 6 市民から提出された意見等を公表する際に、意見提出者の住所及び氏名などの個人情報、公表しない取扱いとする。
- 7 意見等のうち、個人又は団体等に対する誹謗中傷及び公序良俗に反することが明白で、要綱の目的、基本理念に著しく反するもの又は明らかに第三者の利益を害するおそれがあるものと実施機関が判断した部分については、公表しないことができるものとする。
- 8 意見募集の時点で、受け付けた意見等の内容が公表される予定であることについては、事前に周知し、理解を求める必要がある。

(実施機関の意思決定に当たっての意見等の考慮)

第10条 実施機関は、第6条第3項の規定により提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

パブリックコメント手続は、住民投票とは異なり、市の政策等の賛否を問うものではなく、また、提出された意見等の数の多寡で当該意見等を取り入れるかどうかを決めるものでもない。実施機関は、有用な意見等を政策等の決定に反映させるため、意見等の内容に着目し、これを十分考慮して対象事項を決定する。

(実施計画等の報告)

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施する予定がある場合には、実施予定年度の前年度末までに、次に規定する事項を市民局へ報告するものとする。

なお、年度途中で新たな実施計画が生じた場合及び計画に変更等が生じた場合についても、遅滞なく報告するものとする。

- (1) 案の名称
- (2) 案の内容
- (3) 実施根拠
- (4) 実施スケジュール（案の公表時期、意見等の提出時期、実施機関の考え方の公表時期）
- (5) 所管する課の名称

パブリックコメント手続の実施を計画する場合、実施機関は市民局広聴相談課へ報告するものとする。

(運用状況の公表)

第12条 市長は、必要に応じパブリックコメント手続の運用状況（第4条第2項の規定に基づきパブリックコメント手続を実施せずに行った計画等の策定若しくは改定、条例その他の制度の制定若しくは改廃又はこれらに関する答申、報告書等の提出状況を含む。）を取りまとめ、これを公表するものとする。

市民局広聴相談課において、パブリックコメント手続の運用状況（総実施件数等）について、必要に応じて取りまとめて公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附則省略)

別表（第4条第1項第1号関係）

市の長期計画その他の市の重要な基本計画、指針等

所管局等	計画等の名称
温暖化対策 統括本部	横浜市地球温暖化対策実行計画
デジタル統括本部	横浜市情報化の基本方針（情報化ビジョン） 横浜 DX 戦略
政策局	横浜市基本構想（長期ビジョン）、横浜市中期4か年計画、 横浜市男女共同参画行動計画、横浜市強靱化地域計画
総務局	横浜市国民保護計画
財政局	横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン
市民局	横浜市人権施策基本指針、協働推進の基本指針、 横浜市スポーツ推進計画
文化観光局	横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方
こども青少年局	横浜市子ども・子育て支援事業計画
健康福祉局	横浜市地域福祉保健計画（全市計画）、横浜市障害者プラン、 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画、 横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画、健康横浜21、 横浜市依存症対策地域支援計画
医療局	よこはま保健医療プラン
環境創造局	横浜市環境管理計画、横浜市水と緑の基本計画
資源循環局	横浜市一般廃棄物処理基本計画、横浜市産業廃棄物処理指導計画
建築局	横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）
都市整備局	横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）、 横浜市駐車場整備基本計画、横浜都市交通計画
道路局	横浜市自転車活用推進計画
港湾局	横浜港港湾計画、横浜港長期ビジョン
水道局	横浜水道長期ビジョン
教育委員会事務局	横浜市教育振興基本計画、横浜市生涯学習基本構想、 横浜教育ビジョン

（備考）表に定められた計画等が改定され、名称が変更になる場合にもこの表の対象とする。